

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT協定)附属書3のLに基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく合板の日本農林規格の改正 について

下記のとおり、合板の日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせします。
御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
合板の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
合板
- 3 趣旨及び目的
住宅及び非住宅建築において、造作用及び構造用面材として利用されて
いる合板について
(1) 平行層における剥離の測定方法を明確化
(2) 普通合板の針葉樹の板面の基準に下位等級追加
(3) 標準寸法の記載方法の見直し
(4) 規格様式の全面的変更
等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL (03) 6744-7182
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限
掲載から60日後